

町内各地 伝統の おまつり

岡泉の天王様

山車は明治年間に造られたもので、岡泉鷲神社の境内に組み立てられます。囃子は天保年間(1830~44)に春岡村(現在のさいたま市)から伝わったもので、大尽囃子と呼ばれています。

17日に天王様が行われ、23日は鷲神社の祭礼で、神楽殿でお囃子と神楽の巫女舞が奉納されます。



7/17(土)天王様
23(金)祭礼



柴山の天王様

7/11(日)

この行事は諏訪八幡神社の境内社である八雲神社の祭礼で疫病払として行われます。獅子の一行は獅子頭と獅子の布を持つ人、烏天狗、天狗により構成されます。また、囃子連は車に乗って、演奏をしながら村回りを行います。



新田の天王様

7/14(水)

この行事は新田地区の牛頭神社の祭礼です。先達、天狗、獅子、触太鼓、お札配りの一行による疫病払いが行われています。獅子は獅子頭を持つ人と、獅子の胴体にあたる幕を持つマクハリで構成され、勢いよく駆けめぐります。



野田の天王様

7/17(土)

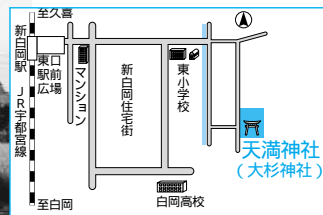
大御輿がおおぜいの担ぎ手により、威勢のいい大きな掛け声とともに担ぎ上げられ、字内を回るのは圧巻です。



高岩のあんば様

7/25(日)

この行事は高岩天満神社の境内社である大杉神社の祭礼です。この祭礼には、御輿の村回りが行われ、明治年間までは力持ちによって担いで回っていましたが、今では車に乗せて字内を回り、神社近くに来ると担ぎ手によって勇壮にもまれます。



篠津の天王様

7/17(土)

須賀神社の祭礼である篠津の天王様は、篠津地区内の各耕地(上宿、横宿、宿、下宿、神山)の山車が各耕地を出発し、県道春日部・富蒲線を曳き回します。それぞれの山車にはみごとな彫刻や飾りが施されています。



入院時の食事代や 高齢者の一部負担金が

減額 されます



国保マスコット
健康まるくん

国民健康保険の被保険者のかた、または老人保健受給者のかたで、住民税非課税世帯（表1）のかたが入院したときは、入院時の食事代や高齢者の一部負担金が減額される制度があります。

この減額の制度を受けるには、町に申請をして認定証の交付を受けてください。

旧認定証の有効期限は、平成16年7月31日ですので、現在交付を受けているかたも、継続して必要なかたは改めて8月に申請してください。（それ以降は、申請された月の初日からの認定となります）

（注意）所得税もしくは住民税の申告が未申告ですと、認定できない場合があります。広報しらおか6月号でもお知らせしましたが、非課税の所得であっても減額認定を受ける場合は、申告をしてください。

表1 住民税非課税世帯に該当する要件

区分	国民健康保険被保険者のかた		老人保健受給者のかた
	老人保健受給者及び70歳以上のかたを除く	70歳以上で老人保健受給者に該当しないかた（前期高齢者） ¹	
要件	世帯主及び世帯の中で国民健康保険被保険者のかた全員が住民税非課税		世帯主及び世帯員全員が住民税非課税
交付される認定証	標準負担額減額認定証	所得に応じて低所得の区分に分かれます。 ²	
減額となるもの	入院時の食事代	入院時の食事代と一部負担金	

¹ 前期高齢者とは、平成14年10月1日以降に70歳以上になった（なる）かたで、老人保健に該当する（75歳以上。ただし、一定の障害があるかたは65歳以上）までのかたをいいます。

白岡町国民健康保険のかたは町から、それ以外のかたは加入している健康保険組合等から、一部負担金の割合が記入された「高齢受給者証」が送付されます。治療を受ける際には、保険証とともに医療機関窓口提示してください。

² 低所得Ⅱとは、属する世帯の世帯主と世帯員全員が住民税非課税のかた

低所得Ⅰとは、上記の要件を満たし、かつ、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となるかた

2 前期高齢者と老人保健受給者の一部負担金

住民税非課税世帯の前期高齢者と老人保健受給者のかたは、1か月あたりの自己負担額が減額されます。

問合せ先

保険年金課 国民健康保険係・
国民健康保険給付係 内線142・148

1 入院時の食事代（標準負担額）

入院すると食事代（標準負担額）として、1日あたり780円を負担しますが、表1の要件に該当するかたは、表2の区分のように減額されます。

表2 入院時の食事代（標準負担額）

区分	1日当たり
前期高齢者及び老人保健受給者で一定以上の所得があるかた ³	780円
一般	
住民税非課税世帯のかた 前期高齢者及び老人保健受給者で低所得のかた	入院90日まで （過去12か月の入院日数） 650円 入院91日以降（同上） 500円
前期高齢者及び老人保健受給者で低所得のかた	300円

³ 一定以上の所得があるかた（2割）の判定

白岡町国民健康保険（以下「国保」という）に加入している前期高齢者の場合

前期高齢者及び老人保健受給者（国保加入者のみ）のかたの課税所得（各種控除後）が、年額124万円以上となるかたが一人でもいた場合の、その本人とその世帯に属する前期高齢者

老人保健受給者の場合

世帯の老人保健受給者及び前期高齢者のかたの課税所得（各種控除後）が、年額124万円以上となるかたが一人でもいた場合の、その本人とその世帯に属する老人保健受給者

ただし、その世帯の該当者の年収が合計637万円未満（該当者が1人の世帯では年収450万円未満）の場合、申請により1割となります。

表3 前期高齢者と老人保健受給者の一部負担金

区分	負担割合	外來個人ごとに計算	自己負担限度額
			外來+入院世帯ごとに計算
一定以上の所得があるかた	2割	40,200円	72,300円+〔実際にかった医療費-361,500円〕×1% 〔 〕内がマイナスの場合は、〔 〕内は計算しません。 過去12か月に4回以上高額療養費（老人保健では高額医療費）の支給を受けた場合は、4回目から限度額が40,200円に下がります。（多数該当）
一般	1割	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯のかた	低所得	1割	8,000円
	低所得		15,000円